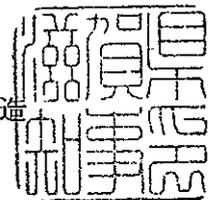


滋 環 政 第 5 5 号
平成 28 年(2016 年)2 月 5 日

滋賀県環境審議会会長
森澤 眞輔 様

滋賀県知事 三日月 大造



トリクロロエチレンに係る排水基準のあり方について（諮問）

国においては、トリクロロエチレンの環境基準値の変更が行われたことにもない、排水基準等について、水質汚濁防止法施行規則および排水基準を定める省令の改正が行われたところです。

本県におけるトリクロロエチレンの排水基準に関して、下記の2点について、公害防止条例第9条第2項の規定に基づき貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき条例で定めることができるとされている同法に基づく排水基準より厳しい基準（上乘せ排水基準）のあり方
- 2 水質汚濁防止法の規制対象施設以外の施設で滋賀県公害防止条例に基づき規制対象とされる施設を設置する事業場（横出し事業場）に適用する排水基準のあり方

トリクロロエチレンに係る排水基準のあり方について（事務局案）

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1. 国の動き

国においては、トリクロロエチレンの環境基準値の変更が行われたことに伴い、排水基準等について水質汚濁防止法施行規則および排水基準を定める省令が平成 27 年 9 月 18 日付けで改正され、同年 10 月 21 日より施行された。

表 1 改正の概要

| 基準(mg/L) | 法の基準* ¹ | | 条例* ² の 現行基準 |
|--------------------------|--------------------|------|----------------------------|
| | 改正前 | 改正後 | |
| ①排水基準 | 0.3 | 0.1 | 0.3 |
| ②地下水の浄化措置命令に関する浄化基準 | 0.03 | 0.01 | 0.01* ³ |
| ③特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件 | 0.002 | 改正なし | 0.002 |
| (参考) 環境基準* ⁴ | 0.03 | 0.01 | |

* 1 水質汚濁防止法施行規則および排水基準を定める省令による基準

* 2 滋賀県公害防止条例

* 3 平成 27 年 10 月 21 日付けで改正済み

* 4 平成 26 年 11 月 17 日付けで改正

2. 滋賀県における排水基準のあり方の検討

国における改正を踏まえ、本県における下記の 2 点について検討する。

- 1 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき条例で定めることができるとされている同法に基づく排水基準より厳しい基準（上乘せ排水基準）のあり方
- 2 水質汚濁防止法の規制対象施設以外の施設で滋賀県公害防止条例に基づき規制対象とされる施設を設置する事業場（横出し事業場）に適用する排水基準のあり方

(1) 本県における公共用水域の状況

平成 20 年度から平成 25 年度までの本県における公共用水域での水質調査の結果、すべての地点で報告下限値（0.003mg/L）以下であり、特にトリクロロエチレ

ンによって水質が悪化するような状況は認められない。

(2)本県における地下水質の状況

平成20年度から平成26年度までの本県における地下水の水質調査結果を表2に示す。概況調査では、当該期間において6地点で検出されたが、いずれも環境基準値以下であった。継続監視調査では、検出地点数、超過地点数ともにほぼ横ばいであり、また最大値は概ね低下傾向であった。

これらのことから、特にトリクロロエチレンによって地下水質が悪化するような状況は認められない。

表2-1 地下水概況調査におけるトリクロロエチレンの状況

| 実施年度 | 測定地点数 | 検出地点数 | 検出範囲(mg/L)* ¹ | | 基準値* ² |
|------|-------|-------|--------------------------|-------|-------------------|
| | | | 最小値 | 最大値 | 超過地点数 |
| 平成20 | 43 | 0 | — | — | 0 |
| 平成21 | 53 | 0 | — | — | 0 |
| 平成22 | 53 | 2 | — | 0.014 | 0 |
| 平成23 | 54 | 2 | — | 0.02 | 0 |
| 平成24 | 54 | 1 | — | 0.008 | 0 |
| 平成25 | 52 | 1 | — | 0.003 | 0 |
| 平成26 | 52 | 0 | — | — | 0 |

表2-2 地下水継続監視調査におけるトリクロロエチレンの状況

| 実施年度 | 測定地点数 | 検出地点数 | 検出範囲(mg/L)* ¹ | | 基準値* ² |
|------|-------|-------|--------------------------|------|-------------------|
| | | | 最小値 | 最大値 | 超過地点数 |
| 平成20 | 184 | 43 | — | 3.1 | 14 |
| 平成21 | 180 | 38 | — | 2.7 | 14 |
| 平成22 | 187 | 40 | — | 2.5 | 14 |
| 平成23 | 167 | 29 | — | 1.2 | 12 |
| 平成24 | 164 | 34 | — | 0.68 | 9 |
| 平成25 | 179 | 30 | — | 1.2 | 7 |
| 平成26 | 161 | 33 | — | 0.40 | 10 |

* 1 報告下限値は0.003mg/L。

* 2 環境基準値は、改正前の環境基準値0.03mg/L。

(3)工場・事業場からの排出状況

○滋賀県内でPRTR法に基づきトリクロロエチレンの排出量または移動量について

て届出をしている事業場は 32 事業場存在するが、公共用水域への排出量の合計は 0 kg/年である。

○水質汚濁防止法等に基づく届出により把握しているトリクロロエチレンを使用している事業場は、18 事業場存在する。平成 25 年および平成 26 年度に実施した工場・事業場の排水検査の結果において排水基準（0.3mg/L）違反はなく、新たな排水基準（0.1mg/L）を超過している事例もなかった。

3. 滋賀県における排水基準のあり方

上記 2 より、現時点で本県では、事業場からの排水におけるトリクロロエチレンに関して特に全国レベル以上に注意を要する状況にはないことから、上乘せ排水基準を設ける必要にはない。また、法に定める特定事業場と横出し事業場とで異なる排水基準を設ける必要もない。

したがって、トリクロロエチレンの排水基準については、表 3 のとおり一律基準と同値とするとともに、既に特定施設を設置している事業場に対しても、国と同様の経過措置を設けることが適当であると考えられる。

表 3 トリクロロエチレンに係る排水基準の改正案

| 基準(mg/L) | 法の基準 | | 条例の基準 | |
|--------------------------|-------|------|-------|-------|
| | 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正案 |
| ①排水基準 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.1 |
| ②地下水の浄化措置命令に関する浄化基準 | 0.03 | 0.01 | 0.01 | 現行どおり |
| ③特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件 | 0.002 | 改正なし | 0.002 | 現行どおり |